

## 荻田町立新津中学校 いじめ防止対策基本方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」、並びに「福岡県いじめ防止基本方針」(平成30年2月16日改訂)等を踏まえ、『いじめをしない、させない、みのがさない』の考えを基盤に、以下の通り、いじめを生まない学校づくりをめざす。

### 【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法」第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【いじめ防止に向けての基本方針】

- (1) 教育活動全体を通して、全ての生徒が誇りを持てる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が主体となつていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。

### いじめ対策委員会

校長、教頭、該当担任及び学年主任、生徒指導担当主幹教諭、人権教育担当教員、生徒支援教員、養護教諭、SC、SSW

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導
- (6) いじめを行った保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する関係者との連携
- (8) 教職員研修の実施

※月1回の定例会と必要に応じて開催する。

### 家庭との連携

- (1) 子どもの寂しさやストレスに気づくことができるような啓発活動を行う。
- (2) 子どものがんばりを認めて誉めること、よくない行動をとった時には毅然とした態度で叱る。
- (3) 保護者としての子育てへ積極的参加を啓発する。
- (4) 情報モラル等の啓発と協力を依頼する。

### 地域との連携

- (1) 子どもたちへの積極的なあいさつと声掛けを依頼する。
- (2) 近所等で困っている子どもへの積極的な声掛けと学校(保護者)への連絡を行う。

いじめの防止	いじめの早期発見	いじめの対応
<p>人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。</li> <li>(2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識等についての学習を深める。</li> <li>(3) 学校生活における悩みの解消を図るために、SC等を活用する。</li> <li>(4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。</li> <li>(5) 常に危機意識をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。</li> </ol>	<p>学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査【月1回実施、3年間保管】、生活ノート、個人面談年3回等)</li> <li>(2) 生徒の行動を注視する。(日常生活、休憩時間等)</li> <li>(3) 保護者と情報を共有する。(手紙、学年・学校通信、電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者会等)</li> <li>(4) けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。</li> </ol>	<p>詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い関係者が納得する解消を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。</li> <li>(2) いじめ問題を担任等が抱え込む事のないように、学校全体で組織的に対応する。</li> <li>(3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。</li> <li>(4) いじめを行った生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。</li> <li>(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。</li> <li>(6) いじめに係る行為が止んでおり、3ヶ月以上被害者が心身の苦痛を感じていないことを確認する。</li> </ol>

教育委員会や関係機関等との連携	保護者への連絡と支援・援助	懲戒権の適切な行使	取組の評価・検証
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。</li> <li>(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に連絡し、適切に援助を求める。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめが確認された場合は、保護者に事実確認を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する助言を行う。</li> <li>(2) 事実確認より判明したいじめの事実に関する情報を適切提供する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育上必要があると認めるときは、出席停止の措置を講ずる。</li> <li>(2) 出席停止等の措置を講ずる際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。</li> </ol>	<p>いじめの防止等に向けた取組について検証を行い、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。</p>

## いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### I 学校全体としての取組

		生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連絡や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解（道徳・学活）</li> <li>○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル）</li> <li>○正しい判断力の育成（道徳・学活）</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成</li> <li>○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り</li> <li>○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成</li> <li>○地域での様々な体験への参加</li> </ul>	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である生徒への声掛け</li> <li>○個別面接や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○持ち物によるいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的な・積極的な生徒との会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○生徒の持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒を守る強い姿勢を見せることと、生徒の話をよく聞くことでの事実や心情的把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（警察、児童相談所等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と生徒の言い分を聞くこと</li> <li>○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒を守る強い姿勢を見せることと、生徒の話をよく聞くことでの事実や心情的把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（教育相談、SC）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と生徒の言い分を聞くこと</li> <li>○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	行為が分かりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒を守る強い姿勢を見せることと、生徒の話をよく聞くことでの事実や心情的把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と生徒の言い分を聞くこと</li> </ul>
直接関係がない生徒		<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさの理解</li> <li>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気づいた場合、傍観者とならず、学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</li> </ul>	

### II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに感心を持ち、寂しさやストレスに気づくことができるような啓発（PTA教育講演会の実施等）</li> <li>○子どものがんばりをしっかり認めて誉めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践</li> <li>○父親の子育てへの積極的参加を啓発</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的なあいさつと声掛けの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声掛けと学校（保護者）への連絡</li> </ul>

### III 重大事案への対処

<p>生命・心身又は財産に重大な被害が発生した疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合に、以下の対処を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。</li> <li>② 教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。</li> <li>③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。</li> <li>④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に判断する。</li> </ol>
---

### IV 学校評価における留意事項

<p>いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の二点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① いじめの早期発見に関する取組に関すること。</li> <li>② いじめの再発を防止するための取組に関すること。</li> </ol>
--